

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和7年			令和6年	前年同期比(件)
	4月件数	1～3月末累計	4月末累計	1～4月末累計	
全認知件数	35	70	105	114	-9
凶悪犯	0	1	1	2	-1
粗暴犯	2	8	10	6	4
窃盗犯	22	41	63	83	-20
侵入盗犯	2	3	5	10	-5
空き巣	0	0	0	1	-1
その他	2	3	5	9	-4
乗り物盗	4	19	23	22	1
自転車	1	12	13	18	-5
オートバイ	2	6	8	3	5
自動車	1	1	2	1	1
非侵入窃盗	16	19	35	51	-16
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	5	5	6	-1
車上ねらい	0	0	0	6	-6
自動販売機ねらい	0	0	0	0	0
その他	16	14	30	39	-9
知能犯	6	9	15	12	3
詐欺	6	9	15	12	3
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	1	1	4	-3
その他の刑法犯	5	10	15	7	8
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和7年4月末現在(暫定値) 14,928件(前年同期比 +1,478件、+11.0%)

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(4月末まで)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	41	24	58.5%
窃盗犯	30	17	56.7%

3 栄区内における人身交通事故発生状況(4月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	34	+2	12	12
死者	1	±0		
負傷者	40	+5		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和7年4月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	729	30億1000万円
オレオレ詐欺	367	22億万円
預貯金詐欺	146	8000万円
架空料金請求詐欺	66	4億8000万円
融資保証金詐欺	9	1300万円
還付金詐欺	101	2億1000万円
その他の手口	7	2000万円
キャッシュカード詐欺盗	33	2000万円

栄区内における令和7年4月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	14	5000万円
オレオレ詐欺	7	3000万円
預貯金詐欺	1	10万円
架空料金請求詐欺	2	500万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	4	1500万
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

- (1) 栄警察では今月、抑止活動強化月間を実施しています。
期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声を掛けさせていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 6月は二輪車交通事故防止強化月間及び暴走族追放強化月間です。
期間中は、交通指導取締り活動を強化したり、関係団体と連携して、広報啓発活動を推進します。
栄区は、二輪車の関係する交通事故が多く発生しています。
二輪車に乗る方は、ヘルメットのあご紐をしっかりと締め、プロテクターやエアバッグジャケット等を活用しましょう。
単独事故が多く発生しています。速度の出し過ぎに注意しましょう。
- (3) 自転車盗・オートバイ盗が多発しています。
自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意して下さい。
ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、4月中の阻止が19件、1月から4月末までの累計は41件
- (5) 国際電話番号による特殊詐欺が急増中
+1や+44など、+（プラス）から始まる番号から電話がかかってきても、絶対にかけ直さないでください。
海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます。
今すぐお申し込みをお願いします。
《国際電話不取扱センター》
電話番号：0120-210-364（通話料無料）
取扱時間：オペレーター案内 平日9:00～17:00
自動音声案内 平日・土日祝24時間
※ 固定電話・ひかり電話が対象です。
その他一定の条件があるので、申込時にご確認ください。
- (6) 神奈川県警察では、警察官の採用活動を推進しています。
興味のある方は、お近くの交番・警察署にお問い合わせください。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月から3月末まで)

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねら い	詐欺	その他	合計
本 郷 台 駅前	桂 町									4	4
	小 菅 ケ 谷 町										0
	小 菅 ケ 谷 1 丁 目				1	1	3		2	4	11
	小 菅 ケ 谷 2 丁 目								1	1	2
	小 菅 ケ 谷 3 丁 目									3	3
	小 菅 ケ 谷 4 丁 目									1	1
	小 山 台 1 丁 目										0
	小 山 台 2 丁 目										0
上 郷	犬 山 町						1			1	2
	尾 月								1		1
	上 之 町										0
	亀 井 町										0
	桂 台 東					1					1
	桂 台 西 1 丁 目										0
	桂 台 西 2 丁 目										0
	桂 台 南 1 丁 目										0
	桂 台 南 2 丁 目										0
	桂 台 北									2	2
	桂 台 中					1				1	2
	公 田 町					2	2		3	10	17
笠 間	笠 間 町										0
	笠 間 1 丁 目						1		1	1	3
	笠 間 2 丁 目						1			7	8
	笠 間 3 丁 目					1	1			1	3
	笠 間 4 丁 目										0
	笠 間 5 丁 目						1			1	2
田 谷	田 谷 町										0
	金 井 町					1				3	4
	長 尾 台 町	1					2				3

別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねら い	詐欺	その他	合計
元 大 橋	元 大 橋 1 丁 目										0
	元 大 橋 2 丁 目										0
	中 野 町						1			5	6
	若 竹 町								1		1
	柏 陽								1		1
	鍛 冶 ケ 谷 1 丁 目									1	1
	鍛 冶 ケ 谷 2 丁 目								2		2
	鍛 冶 ケ 谷 町										0
元大橋・庄戸	上 郷 町									8	8
上 郷・庄 戸	野 七 里 1 丁 目									1	1
庄 戸	野 七 里 2 丁 目										0
	庄 戸 1 丁 目										0
	庄 戸 2 丁 目										0
	庄 戸 3 丁 目								1		1
	庄 戸 4 丁 目								1	1	2
	庄 戸 5 丁 目								1		1
	東 上 郷 町									1	1
	長 倉 町									1	1
豊 田	本 郷 台 1 丁 目										0
	本 郷 台 2 丁 目									1	1
	本 郷 台 3 丁 目									1	1
	本 郷 台 4 丁 目				1						1
	本 郷 台 5 丁 目										0
	飯 島 町					1				4	5
	長 沼 町									2	2
合 計		1	0	0	2	8	13	0	15	66	105

栄区内の火災・救急状況について

区連会5月定例会資料
令和7年5月20日
栄 消 防 署

火災情報

令和7年4月30日現在

栄 区 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別	令和7年		令和6年	増△減	
	4月	累計			
件 数	0	5	8	△3	
火 災 種 別	建 物	0	3	7	△4
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	1	0	1
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	0	1	1	0
損 害	焼損床面積	0	37	141	△104
	死 者	0	1	1	0
	負 傷 者	0	5	5	0

横 浜 市 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別	令和7年		令和6年	増△減	
	4月	累計			
件 数	301	232	69		
火 災 種 別	建 物	189	161	28	
	林 野	0	0	0	
	車 両	17	21	△4	
	船 舶	0	0	0	
	航 空 機	0	0	0	
	そ の 他	95	50	45	
損 害	焼損床面積	2,204	2,288	△84	
	死 者	12	13	△1	
	負 傷 者	45	44	1	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	配線器具	2	2	0
2	たばこ	1	1	0
3	ストーブ	1	0	1
4				
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火（疑い含む）	62	27	35
2	たばこ	58	40	18
3	こんろ	33	29	4
4	電気機器	25	24	1
5	配線器具	13	11	2

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 *（ ）内の数字は今月分					
豊田地区	1		本郷第三地区	0	
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	2	
本郷中央地区	2		連合未加入	0	
合 計				5	

【4月中の火災】

救急情報

令和 7 年 4 月 30 日現在

栄 区 内				
救 急 状 況				
年 別	令和 7 年		令和 6 年	増△減
	4 月	累計		
件 数	560	2,651	2,680	△ 29
急 病	399	1,996	2,021	△ 25
交 通 事 故	10	60	57	3
一 般 負 傷	113	481	470	11
そ の 他	38	114	132	△ 18

横 浜 市 内				
救 急 状 況				
年 別	令和 7 年		令和 6 年	増△減
	4 月	累計		
件 数	82,076	82,817	△ 741	
急 病	57,661	58,565	△ 904	
交 通 事 故	2,807	2,840	△ 33	
一 般 負 傷	14,864	15,278	△ 414	
そ の 他	6,744	6,134	610	

栄消防署からのお知らせ

放火対策 放火は、夕方から深夜にかけて多く発生しています。

ポイント 家の周りに燃えやすいものを置かない

ごみは決められた日時・場所に出し、死角となる場所にはできるだけ物を置かないようにしましょう。



ポイント 車庫や物置には鍵をかける

放火犯は人目につきにくい場所で放火するケースが多いです。車庫などには鍵をかけ、外部からの侵入を防ぎましょう。



電気火災対策

横浜市内の火災件数は減少傾向ですが、電気火災の占める割合は増加傾向です。

ポイント 小型充電式電池を適切に使用する

小型充電式電池（モバイルバッテリー等）に衝撃を加えたり、車内など高温になる場所に放置すると発火するおそれがあります。



横浜市では、小型充電式電池をごみ集積場に出すことはできません！
不要になった場合は、栄区役所新館 1 階や家電量販店等に設置されている専用の回収缶に入れましょう。

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

TEL：03-5438-5511

FAX：03-5438-5515

総務局地域防災課

担当 海野、寒河江

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

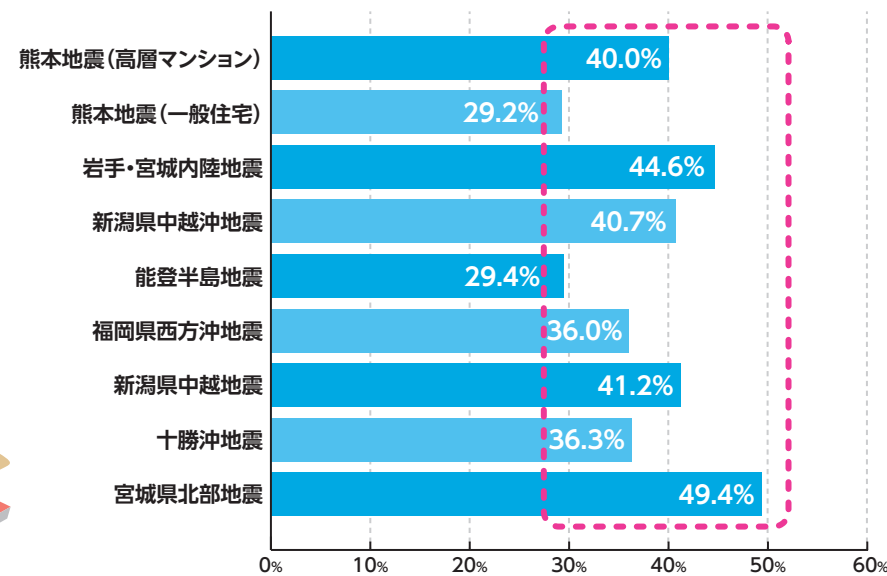
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

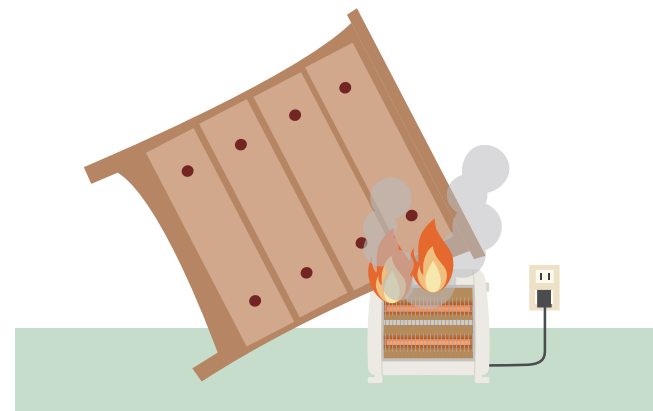


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



横浜市
の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

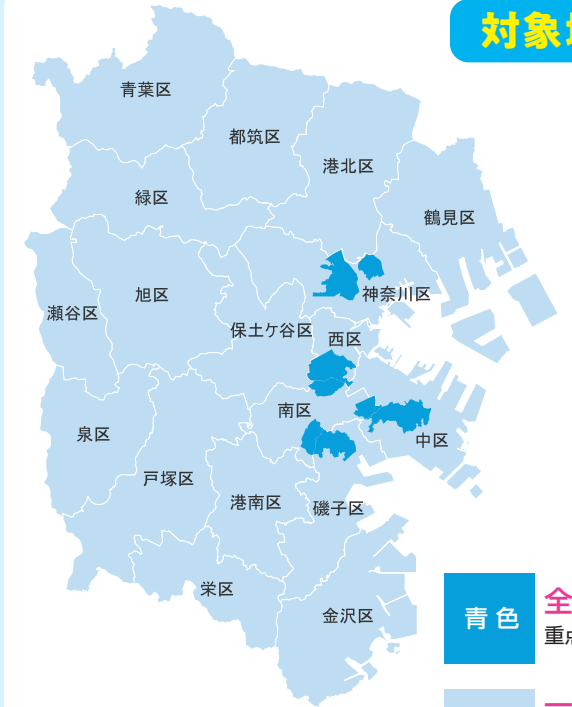
対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで

対象地域



青色 **全額補助**
重点対策地域

水色 **一部補助**
横浜市全域が
対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
簗沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

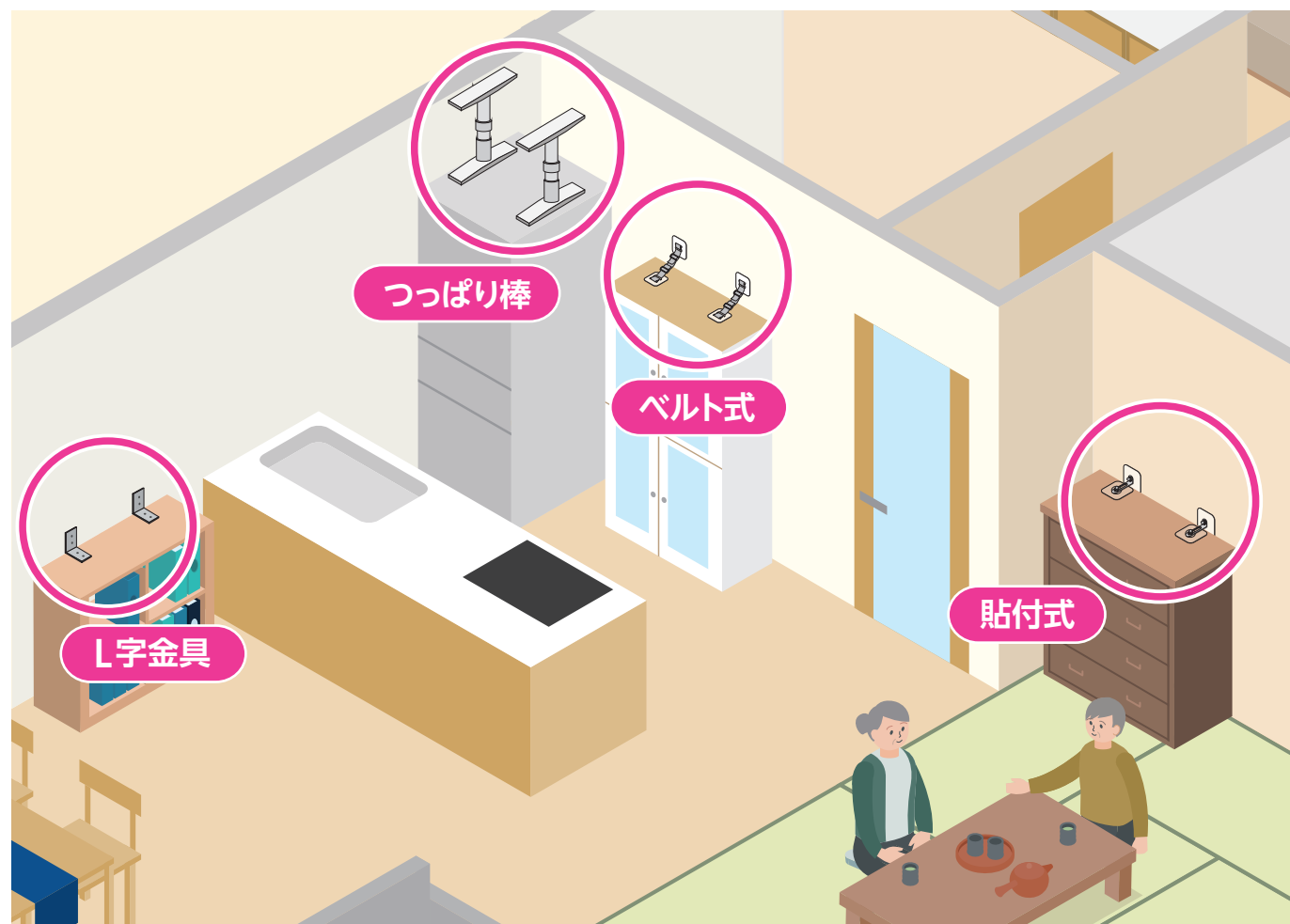
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者
手帳の交付を
受けている
- ウ 愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている
- エ 精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている
- オ 介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている
- カ 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)／個(セット) 中: 935円(税込)／個(セット) 大: 1,045円(税込)／個(セット)	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
L型金具		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 770円(税込)／個(セット)	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
ベルト式		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 880円(税込)／個(セット)	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
貼付式		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 1,320円(税込)／個(セット)	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課

担当 海野、山羽

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



↓ 折り線①

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社 行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

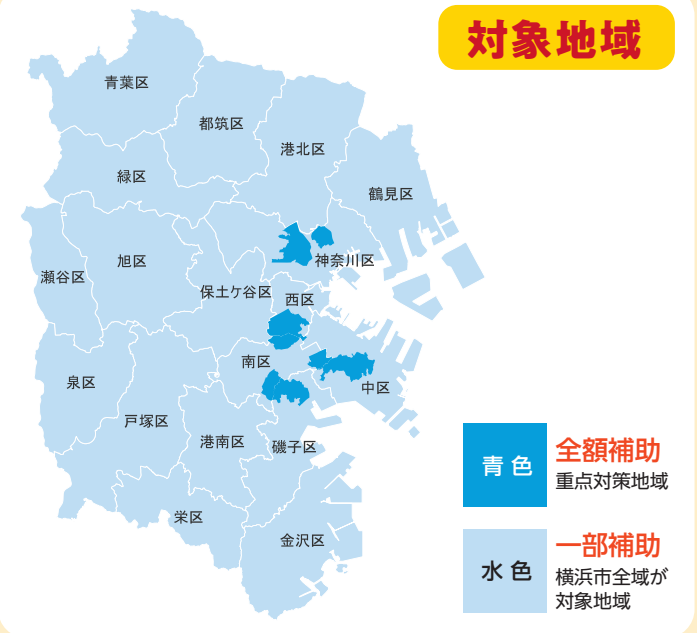
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

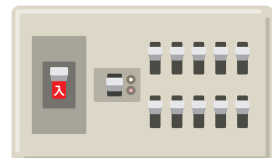
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

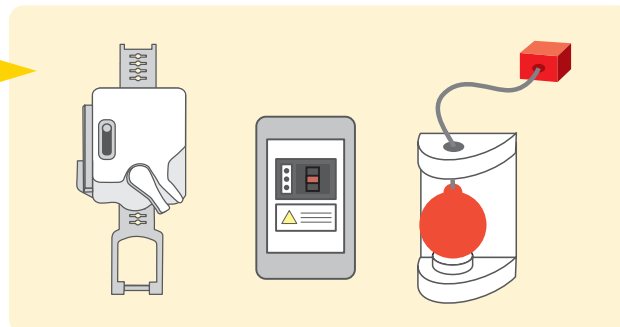
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 中区	● 南区	磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

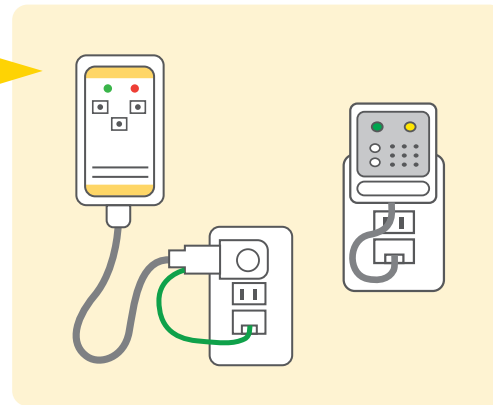


分電盤



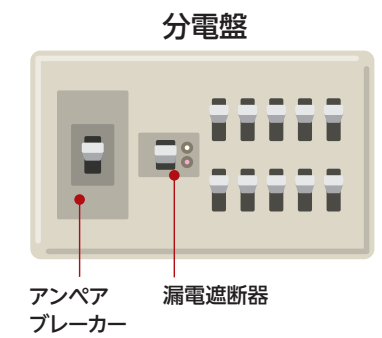
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55		縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。 おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差し込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

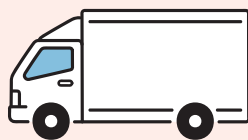
申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	☐ 午前 9時～12時	・	☐ 午後 12時～18時
--------------------------	------------------------	-------------	---------------------------------------	---	--

3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

よこはまテレビ・プッシュについて【揭示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて揭示物を送付します。

揭示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）

（メール） info@itscom.jp



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報を テレビに お知らせ



横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン！



電源オフ

zzz

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助**！
月額550円(税込)で利用できます！

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。

お申込み・お問い合わせ：
イツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ：
横浜市総務局緊急対策課



☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

区連会 5 月 定例会 説明資料
 令和 7 年 5 月 20 日
 都市整備局防災まちづくり推進課

自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について 【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和 7 年 3 月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和 7 年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和 6 年度の補助内容

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

重点対策地域、対策地域、その他の地域の区域図



栄区は、その他の地域として、
7年度から新たに補助対象となります。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

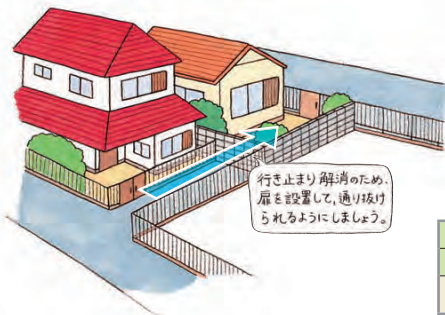
電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

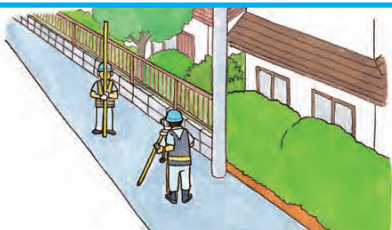
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

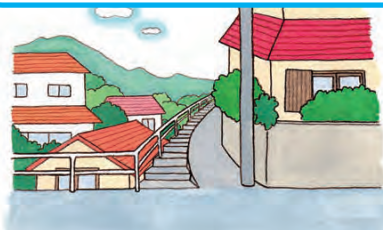
重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

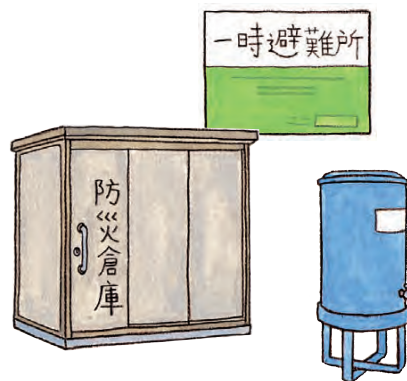
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

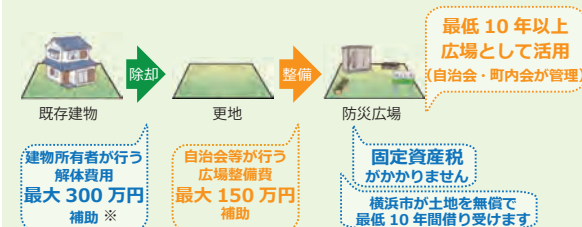


補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

防災関係説明資料（資料3～6）【栄区用】

資料3 家具転倒防止対策助成事業

取付代行対象者	高齢者や障害者等のみで構成される世帯。 家具2つまで取付代行（無償）
取付器具	つっぱり棒、L型金具、ベルト式金具、貼付式金具
器具代金補助（新設）	1/2 補助、上限2,000 円
申請者負担額	770 円～1,320 円

資料4 感震ブレーカー等設置推進事業

取付代行対象者	高齢者や障害者等のみで構成される世帯（無償）
対象器具	スイッチ断ボールⅢ、ヤモリ、ヤモリ・デ・セット、 Ki 感震センサー
器具代金補助	1/2 補助、上限2,000 円
申請者負担額	申請者負担額：1,700 円～3,900 円

資料5 テレビ・プッシュ補助事業

対象者	横浜市民 かつ 災害情報の取得に不安を感じていらっしゃる方 （全市で600件実施）
補助額	28,600 円（端末費用 16,500 円、設置・設定費用 12,100 円）
利用者の負担額	サービス利用料として、月額 550 円（税込）
その他	サービスの利用にはインターネット環境が必要です。 （インターネット環境がない方は、地域BWA※の回線契約が必要です） ※地域の公共サービスの向上やデジタル・デバイドの解消等、地域の公共 の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム

資料6 「身近なまちの防災施設整備事業補助」

対象者	防災広場・防災設備：自治会町内会等の団体 避難経路：自治会町内会等の団体又は所有者
補助対象	防災広場 防災設備（防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等） 避難経路（避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設 置、避難経路の安全対策等）
補助率・補助上限額	補助率：5/10 補助上限額：防災広場 75万円、防災設備 25万円 避難経路 15～25万円 ※内容による

各自治会町内会長 様

栄区総務課長

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

栄区では災害時に、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ、**緊急時情報伝達システム**等で地域の皆様へ緊急情報を提供しています。

緊急時情報伝達システムでは、電話番号をご登録いただくと、避難指示発令・避難場所の開設など災害時の緊急情報のほか、区で周知の必要があると判断した情報を自動音声で発信します。災害時の情報収集のツールの一つとして、ご活用いただけます。

新年度を迎え、システム登録者の変更、登録電話番号の変更のある場合は申請書のご提出をお願いいたします。

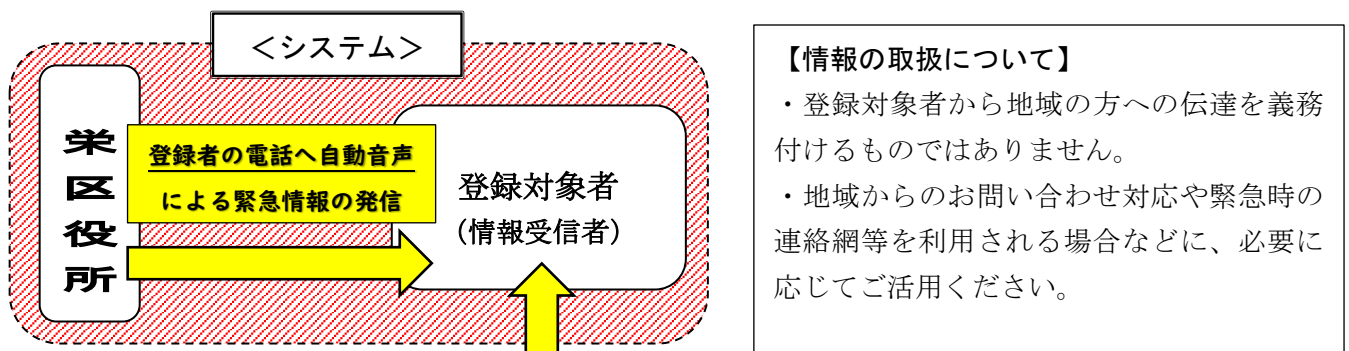
2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】システム登録・更新のため、申請書のご提出をお願いします。

【単位会長】システム登録・更新のため、申請書のご提出をお願いします。

3 緊急時情報伝達システムについて



緊急時情報伝達システムのほか、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等で同様の情報を発信しています。

4 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等^{※1}
- (3) 地域防災拠点運営委員長^{※2}
- (4) 即時避難指示対象世帯^{※2}

※1自治会町内会は2名まで登録することができます。

※2 地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

裏面あり

5 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

6 申請方法

(1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記担当まで、直接ご持参いただくか、メール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①自治会町内会名・役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

(2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。

※システム登録者の変更や電話番号の変更がない場合の申請は不要です。

※過去にシステム登録をしており、登録を削除したい場合はその旨をご連絡ください。

7 申請期限

令和7年6月27日（金）まで

（申請期限後も追加登録や登録者、登録番号の変更は可能です。）

8 配信試験

システム登録者に対して下記の日程で一斉配信試験を実施いたします。試験実施の際は、システム電話番号（0570-095-999）より試験電話の着信がありますので御承知おきください。

<配信試験実施日>

第1回 令和7年7月11日（金）午後1時00分頃

第2回 令和7年9月1日（月）午後1時00分頃

※災害等により試験を中止する場合には、栄区のホームページでお知らせします。

9 添付資料

別紙 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

参考資料 災害時情報発信ツール一覧

担 当：栄区総務課（41 番窓口） 藤井・松山・児玉

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

自治会町内会名・役職等	
氏 名	
登録をする電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします

※自治会・町内会は最大2名まで登録可能です。追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。(追加登録がない場合は記入不要です。)

追加	役職等	
	氏 名	
	登録を希望する 電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記担当まで直接ご持参いただくか、FAX又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

【期限：令和7年6月27日（金）まで】

担 当：栄区総務課（41番窓口） 藤井・松山・児玉

電 話：045-894-8312

FAX：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

災害時情報発信ツール一覧

参考資料

ツール	伝達方法	発信元	登録方法	対象者	内容
緊急時情報伝達システム	電話による音声	栄区	申請書を区役所に提出	・地区連合町内会長 ・自治会・町内会長等 ・地域防災拠点運営委員長 ・即時避難指示対象世帯	・栄区の緊急情報（避難所開設等） ・周知の必要があると判断した情報
防災情報Eメール	携帯電話等のメール	横浜市	空メールを送って登録	全市民	・自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
横浜市避難ナビ	スマートフォンプッシュ通知	横浜市	アプリをダウンロード	全市民	・自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
よこはまテレビ・プッシュ	テレビからのプッシュ通知	横浜市ほか	事業者へ電話またはメールで申込 （初期設置費用を補助、別途月額550円が必要）	全市民 （特にスマートフォンをお持ちでない方向け）	・自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
緊急速報メール（エリアメール）	スマートフォンプッシュ通知	横浜市  NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル、楽天モバイル	携帯電話で設定 （初期設定はONになっている）	全市民	・横浜市からの緊急なお知らせ（エリアメール）
栄区ホームページ	ホームページの確認	栄区	ホームページで閲覧	全市民	・栄区の緊急情報（避難所開設等） ・周知の必要があると判断した情報

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について(依頼)

1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。令和 7 年 2 月の区連会定例会にてご報告させていただきました民生委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。また、推薦事務手続に係る説明会を開催しますので、御参加をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項（資料 1～5）

(1) 現委員の意向を確認して候補者選出

→（退任の場合）新たな方を候補者として選出

→（再任の場合）推薦準備会の省略が可能

作成書類：①候補者履歴書（本人記入）

ア 推薦する民生委員を（資料 5）対照表（民生委員と自治会町内会）で確認。

イ 現委員に、令和 7 年 12 月 1 日以降の再任または退任（定年を含む）のいずれかの意向を確認。（再任の場合、「年齢要件の特例」が新設されています（裏面 4 の（2）参照））

ウ 現委員が退任意向の場合は、新たな候補者を選出（欠員地区含む）。

(2) 推薦準備会の設置・開催（6～8 月）

【民生委員】自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、

5～10 人以内の推薦人の選任を行い、「地区推薦準備会」を開催。

【主任児童委員】地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、

5～10 人以内の推薦人の選任を行い、「連合地区推薦準備会」を開催。

ア「推薦準備会」において、推薦する候補者について協議（推薦人の過半数の出席が必要）。

作成書類：②会議録 ③推薦人選出報告書

イ 候補者が再任の方のみの場合、「推薦準備会」開催の省略が可能（裏面の 4 (1) 参照）

※複数候補者を選出する場合、推薦準備会が省略可能なのは、全ての方が再任の場合のみ

作成書類：④再任確認書（推薦準備会開催を省略した場合）

(3) 推薦書類の提出

ア 以下の書類を御提出ください。

【A 推薦準備会を開催した場合】①候補者履歴書 ②会議録 ③推薦人選出報告書

【B 推薦準備会を省略した場合】①候補者履歴書 ④再任確認書

イ 同封の返信用封筒で郵送ご提出ください。

締め切り：令和 7 年 8 月 22 日（金）必着

提出先：栄区福祉保健課

裏面あり

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

(1) 地区で推薦準備会を省略できる場合【負担軽減・活動支援策】

令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等(連合地区自治会町内会等)の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している

(2) 候補者の資格要件(適任者、年齢要件、居住要件)の確認(資料4参照)

【年齢要件の特例について】

民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。(条件あり)

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ① 健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会の代表(会長)の同意がある
- ③ 地区民児協の代表(会長)の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

(3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

(4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会(連合地区町内会)の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5 推薦事務に係る説明会

次のとおり、自治会町内会長向けに、推薦事務に係る説明会を実施します。

参加を希望される場合は、福祉保健課までお申し込みください。

推薦準備会の省略が可能な場合があるなど、前回の改選時から変更となった部分がありますので、なるべく多くの関係者の皆様の御参加をお願い致します。

栄区 民生委員・児童委員の一斉改選に向けた推薦事務に係る説明会

(1) 日時・場所(第1・2回は同内容)

【第1回】令和7年6月21日(土) 16:00~17:00

栄区役所新館4階8・9会議室

【第2回】令和7年6月25日(水) 19:00~20:00

栄区役所新館4階8・9会議室

(2) 申込方法(次のいずれかの方法で、参加希望回の前日までにお申し込みください。)

① 電話 申込先: 栄区福祉保健課 TEL: 045-894-6963 (平日 9:00~17:00)

② 横浜市電子申請システム **栄区 民生委員** **検索** ※栄区民生委員のページにリンクがあります

電子申請システム
申込ページ



(3) 内容(※は前回改選時からの変更点)

- ・民生委員の役割と活動の紹介
- ・資格要件と推薦手続き(※年齢要件の特例について)
- ・推薦準備会について(※推薦準備会を省略できる場合について)
- ・推薦書類の作成方法 等

2次元コードでの
お申し込みはこちら

6 チラシのご活用について（資料6）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介しますチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

※自治会町内会長等宛に各10枚お送りします。

7 バトンタッチサポーター（仮称）について（資料7）【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

8 さかえ民児協だより（一斉改選特別号）について（資料8）

一斉改選に向けた広報用に、「さかえ民児協だより（一斉改選特別号）」を作成しましたので、**班回覧**をお願いいたします。

9 探してください！～民生委員・児童委員～ リーフレット（資料9）

候補者探しに携わる方向けのリーフレットです。ご参照ください。

10 スケジュール

	自治会・町内会、連合町内会等	横浜市/栄区
6月	《民生委員》地区単位 《主任児童委員》連合単位 ・現委員の意向確認	推薦事務に係る説明会 6/21（土）、6/25（水）
7月	・候補者の選出 ・推薦準備会の開催 ・推薦書類の作成・提出	必要に応じて各地区に委員選出の調整、民生委員・児童委員活動の広報等
8月	A ①候補者履歴書 ②会議録 ③推薦人選出報告書 B ①候補者履歴書 ④再任確認書 8月22日 提出締め切り	
10月		市推薦会、市審査会
11月		厚生労働大臣へ推薦
12月		委嘱状伝達式 12/1

11 依頼文の内容

（1）自治会町内会長あて ※区連会資料の依頼文のうち民生委員の推薦部分を抜粋

（2）連合町内会長あて ※区連会資料の依頼文のうち主任児童委員の推薦部分を抜粋

【依頼文の添付資料】

（資料1）令和7年民生委員・児童委員、主任児童委員 推薦関係日程

（資料2）民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図

（資料3）民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

（資料4）横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

（資料5）対照表（民生委員と自治会町内会）

（資料6）「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ

（資料7）バトンタッチサポーター（仮称）制度について

（資料8）さかえ民児協だより（一斉改選特別号）**※班回覧**

（資料9）探してください！～民生委員・児童委員～ リーフレット

（様式等）様式等関係資料 ※区連会資料への添付は省略

（推薦事務に係るマニュアル）推薦事務のポイント ※区連会資料への添付は省略

【担当】栄区福祉保健課運営企画係 加藤・小池・伊皆

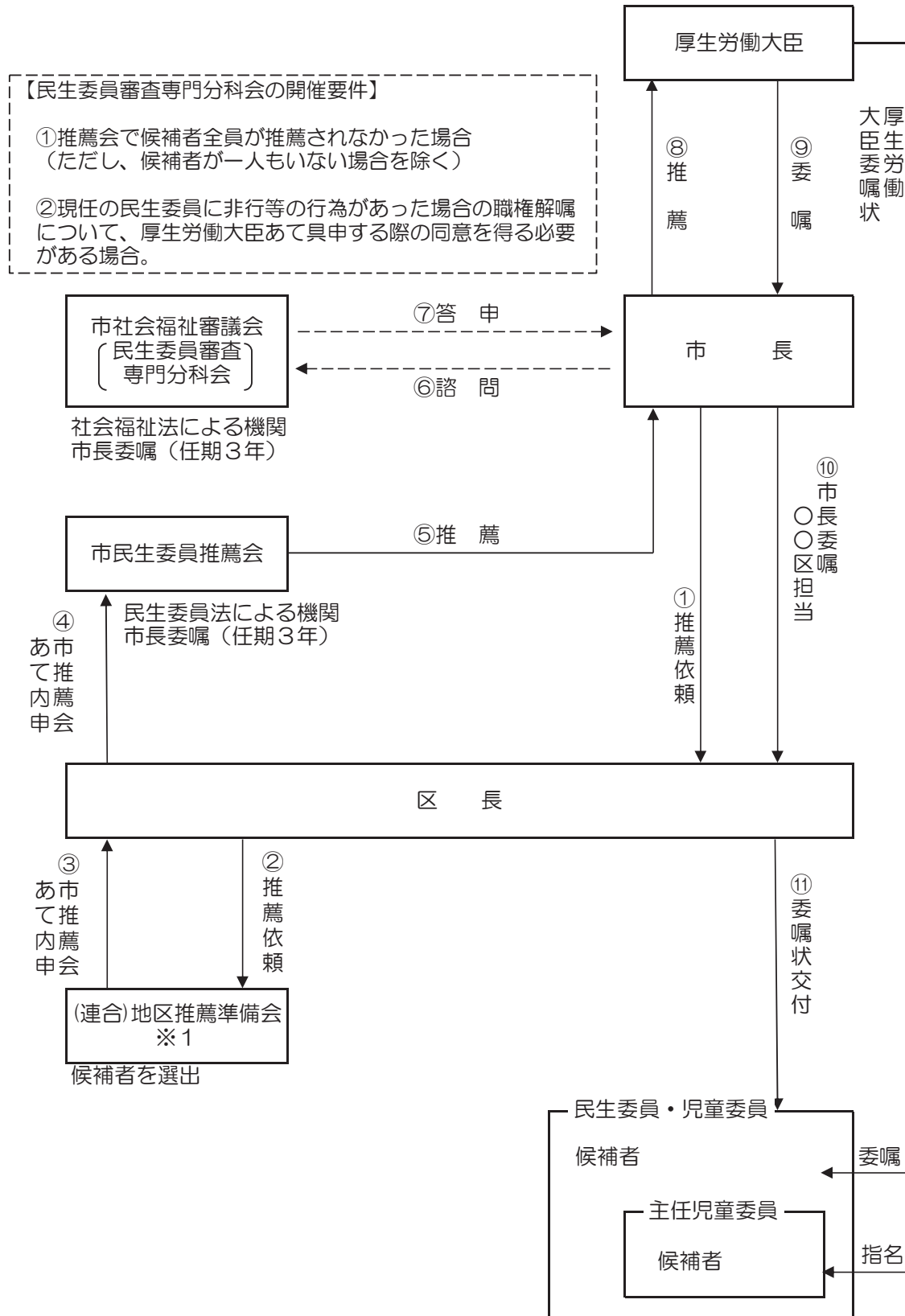
電話：894-6963 FAX：895-1759

Eメール：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選
		任期・・・令和7（2025）年12月 1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼 連合・地区推薦準備会開催
7月	上旬 中旬 下旬	
8月	上旬 中旬 下旬	
9月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,000 円 （令和 7 年度の栄区の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

また、栄区民生委員児童委員協議会は、会員相互の互助と親睦を図るため互助会を組織しています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額(円)	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費（市社協）	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
栄区社会福祉協議会会費（区社協）	1,000	区社会福祉協議会会費（主に区社協の法人運営、区社協事業費）に充当
栄区民生委員児童委員協議会互助会費	500	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）に充当
会費 計	9,000	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 - その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 - 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	◆新任 68 歳までの方 (昭和 31 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 25 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。 ◆現任・元職 74 歳までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) ※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期（3 年間）のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができま す。（条件あり） <u>【条件】</u> 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>	◆新任 54 歳までの方 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 41 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u> ◆現任・元職 60 歳までの方 (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) <u>※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 35 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 10 年(2028)年 1 1 月 3 0 日まで	

3. 推薦主体 ①設置の単位 ②構成 ③構成員 (推薦人)	地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。 推薦人5～10人 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) 推薦人5～10人 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u> 地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。
	民生委員・児童委員、主任児童委員共通	
4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催	令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。 開催までの準備 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。 履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。 ・ 推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・ 開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

対照表（民生委員と自治会町内会等）

資料5

民生委員の担当地区は、下記の表のとおり、複数の自治会町内会等にわたっている場合があります。また、1つの自治会町内会等から複数の民生委員を選出している場合もあります。

下記の表の備考欄の「◎」は、前回の令和4年度の一斉改選の際に、民生委員を選出し、書類を提出していただいた自治会町内会等です。（＝「主たる自治会町内会等」）

今回の「主たる自治会町内会等」は、関係する自治会町内会等で協議の上、お決めいただき、前回と変更となる場合は福祉保健課までご連絡をお願いします。

なお、推薦に係る必要書類は全て（主たる及び主たる以外）の自治会町内会等に同じものをお送りしています。

豊田地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
長沼第 1	1	長沼町内会	
長沼第 2	1	長沼町内会 かいがら坂バツ自治会	◎
長沼第 3	1	長沼町内会	
長沼第 4	1	コフ 野村戸塚長沼自治会 長沼町内会	◎
飯島第 1	1	飯島町内会	
飯島第 2	1	飯島町内会	
飯島第 3	1	飯島町内会	
飯島第 5	1	飯島町内会	
飯島第 7	1	飯島町内会 富士見台自治会	◎
飯島第 4	1	飯島町内会 芙蓉台自治会	◎
飯島第 6	1	飯島町内会 飯島ひかりが丘自治会	◎
飯島第 8	1	百合ヶ丘自治会 みどり野ハイツ自治会	◎
飯島第 9	1	飯島町内会 コミュニティ本郷台ハ ーケルズ 自治会	◎
ワンダースケープ	1	ワンダースケープ自治会	
エコヒルズ	1	エコヒルズ横浜自治会	
飯島団地 A	1	飯島団地自治会	
飯島団地 B ★	1	飯島団地自治会	
飯島団地 C	1	飯島団地自治会	
富士見台	1	富士見台自治会 栄リベラヒルズ自治会	◎
本郷台第 1	1	本郷台自治会	
本郷台第 2	1	本郷台自治会	
本郷台第 3	1	本郷台自治会	
本郷台第 4	1	本郷台自治会	
本郷台第 5	1	本郷台自治会	
金井	1	金井町内会	
田谷南	1	田谷町内会	
田谷北	1	田谷町内会	
長尾台東部	1	長尾台町内会	
長尾台西部	1	田谷町内会 長尾台町内会	◎
主任児童委員	2	豊田連合町内会自治会	

定数 31

笠間地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
笠間第 1	1	笠間通り町町内会	
笠間第 2	1	笠間通り町町内会	
笠間第 3	1	笠間通り町町内会 松ヶ丘町内会	◎
笠間第 4	1	笠間上町町内会 笠間山王町内会	◎
笠間第 5 西	1	笠間余曾根町内会	
笠間第 5 東	1	ライブタウン大船自治会 笠間宮上町内会	◎
笠間第 6	1	笠間町内会	
笠間第 7	1	笠間中央町内会	
笠間第 8	1	笠間田立町内会	
笠間第 9	1	笠間田立町内会	
笠間第 1 0	1	笠間西南町内会 笠間福住町内会	◎
笠間第 1 1	1	第 3 大船ハ ーケルズ自治会	
笠間第 1 2	1	大船パークタウン自治会 第 2 大船ハ ーケルズ自治会	◎
ガ ーデンアソシエ 1 区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ガ ーデンアソシエ 2 区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ガ ーデンアソシエ 3 区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ガ ーデンアソシエ 4 区	1	ガーデンアソシエ自治会	
主任児童委員	2	笠間連合町内会自治会	

定数 19

※民生委員・児童委員→民生委員と表記
◎＝令和 4 年一斉改選時の主たる自治会町内等
★＝令和 7 年7月 1 日付の欠員見込み
●＝令和 7 年12月 1 日民生委員地区分割予定

栄区民生委員児童委員定数
（令和7年12月1日予定） 164

推薦母体数 89

小菅ヶ谷地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
小菅ヶ谷第 1	1	小菅ヶ谷町内会	
小菅ヶ谷第 2	1	小菅ヶ谷町内会	
小菅ヶ谷第 3	1	小菅ヶ谷町内会	
小菅ヶ谷第 5	1	小菅ヶ谷町内会	
小菅ヶ谷第 4	1	小菅ヶ谷五月会 小菅ヶ谷町内会	◎
小菅ヶ谷大坪	1	春日町内会 小菅ヶ谷睦会町内会	◎
小菅ヶ谷第 1 町内会 A	1	小菅ヶ谷第一町内会	
小菅ヶ谷第 1 町内会 B	1	小菅ヶ谷第一町内会	
小菅ヶ谷第 1 町内会 C	1	小菅ヶ谷第一町内会	
小菅ヶ谷第 1 町内会 D	1	小菅ヶ谷第一町内会	
小菅ヶ谷西谷戸南	1	小菅ヶ谷西谷戸町内会	
小菅ヶ谷西谷戸北	1	小菅ヶ谷西谷戸町内会	
小菅ヶ谷西谷戸中	1	小菅ヶ谷西谷戸町内会	
小菅ヶ谷ランド	1	本郷台中央自治会	
東武本郷台	1	東武本郷台自治会	
小山台西	1	小山台町内会	
小山台東	1	小山台町内会	
市営小菅ヶ谷住宅	1	市営小菅ヶ谷住宅自治会	
住宅公団 A	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
住宅公団 B	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
市営本郷台住宅	1	市営本郷台住宅自治会	
大船富士見台自治会	1	大船富士見台自治会	
市営小菅ヶ谷第 2 住宅	1	市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	
主任児童委員	2	小菅ヶ谷連合町内会自治会	

定数 25

本郷中央地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
グリーンテラス本郷台 ●	1	グリーンテラス本郷台自治会	
公田第 1	1	桂公田町会	
公田第 2	1	桂公田町会 椎郷台町内会	◎
公田第 3	1	桂公田町会	
公田第 4	1	桂公田町会	
公田第 5	1	桂公田町会	
コープ野村湘南本郷台	1	コープ 野村湘南本郷台自治会	
コープ野村本郷台	1	コープ野村本郷台自治会	
桂第 1	1	桂公田町会	
桂第 2	1	桂公田町会	
桂第 3	1	桂公田町会	
桂第 4	1	桂公田町会	
公田ハイツ	1	公田ハイツ自治会	
朝日平和台	1	朝日平和台自治会	
湘南ハイツ南	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ中央	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ北	1	湘南ハイツ自治会	
公田団地第 1	1	公田町団地自治会	
公田団地第 2	1	公田町団地自治会	
公田団地第 3	1	公田町団地自治会	
公田団地第 4	1	公田町団地自治会	
桂台第 1	1	桂台自治会	
桂台第 2	1	桂台自治会	
桂台第 3	1	桂台自治会	
桂台団地	1	桂台団地自治会	
フローラ桂台	1	フローラ桂台自治会	
湘南桂台第 1	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第 2	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第 3	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第 4	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第 5	1	湘南桂台自治会	
主任児童委員	2	本郷中央連合町内会自治会	

定数 33

本郷第三地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
若竹第1	1	若竹町内会	
若竹第3	1	若竹町内会	
若竹第2	1	若竹山手町会	◎
		ラーバン港南台自治会	
元大橋第1	1	元大橋町内会	
元大橋第4	1	元大橋町内会	
元大橋第2	1	元大橋町内会	
元大橋第3	1	元大橋町内会	
鍛冶ヶ谷第1	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第2	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第3	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第4	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第5	1	鍛冶ヶ谷町内会	
ローレルスクエア港南台 ★	1	ローレルスクエア港南台 管理組合	
中野町第1	1	中野町内会	
中野町第2	1	本郷富士見ヶ丘自治会	◎
		中野町内会	
		桂台自治会	
中野町第3	1	中野町内会	
プリンスハイツ北	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
プリンスハイツ南	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
主任児童委員	2	本郷第三連合町内会	

定数 20

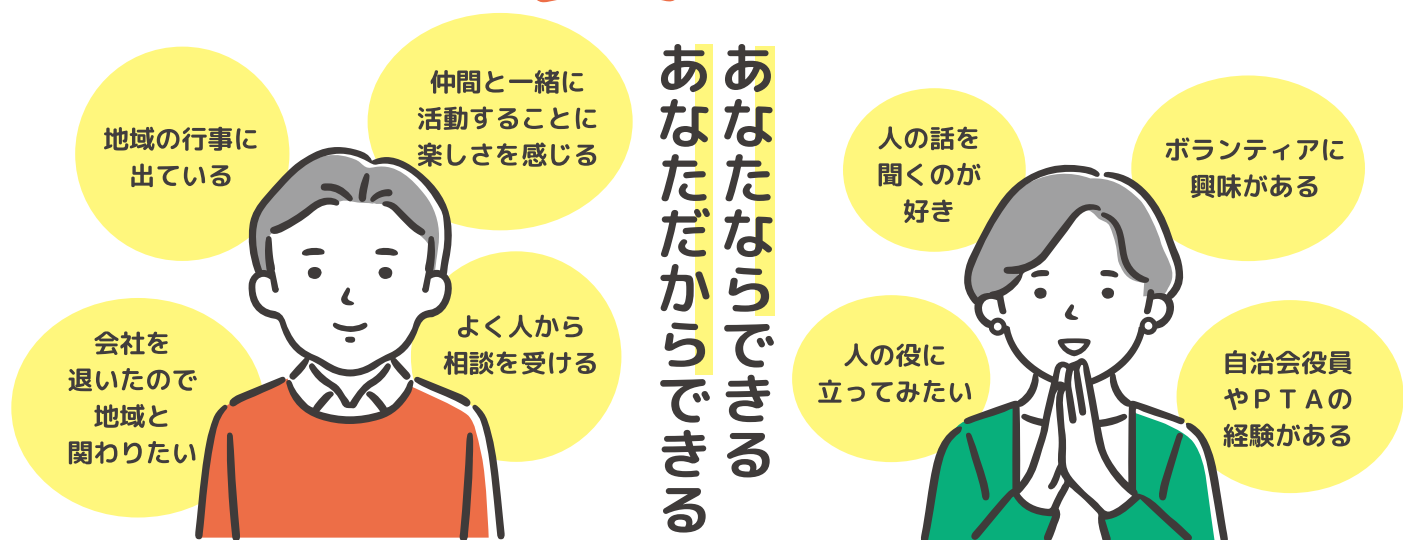
上郷西地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
亀井町第1	1	亀井町自治会	
亀井町第2	1	亀井町自治会	
尾月第1	1	尾月自治会	
尾月第2	1	尾月自治会	
犬山町第1	1	犬山町会	
犬山町第2	1	犬山町会	
犬山町第3	1	犬山町会	
犬山町第4	1	犬山町会	
上之町第1	1	上之町内会	
上之町第2	1	上之町内会	
上之町第3	1	上之町内会	
野七里第1	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
野七里第3	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
野七里第2	1	上郷西ヶ谷団地自治会	
港南台コートハウス	1	港南台コートハウス自治会	
主任児童委員	2	上郷西連合町会	

定数 17

上郷東地区 民児協			
民生委員 の担当地区	推薦 委員数	自治会町内会等	備考
上郷町第1 A ★	1	上郷町内会	
上郷町第1 B ★	1	上郷町内会	
上郷町第2 ★	1	上郷町内会	
上郷町第3 ★	1	上郷町内会	
東上郷町第1 A ★	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第1 B	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第2 ★	1	東上郷青葉ヶ丘自治会	
東上郷町第3	1	上郷台共同住宅自治会	
庄戸第1	1	庄戸一丁目町会	
庄戸第2	1	庄戸二丁目町会	
庄戸第3	1	庄戸三丁目町会	
庄戸第4	1	庄戸四丁目町会	
庄戸第5	1	庄戸五丁目町会	
長倉町	1	長倉町自治会	
ネオポリス第1	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第2	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第3	1	上郷ネオポリス自治会	
主任児童委員	2	上郷東連合町会	

定数 19

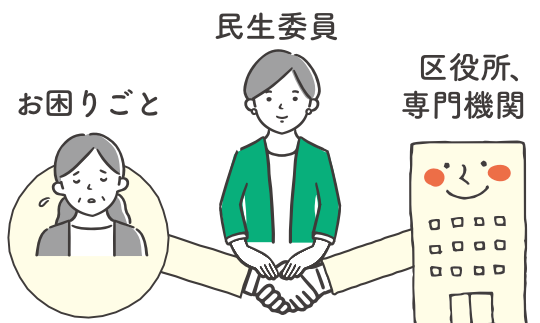
\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員



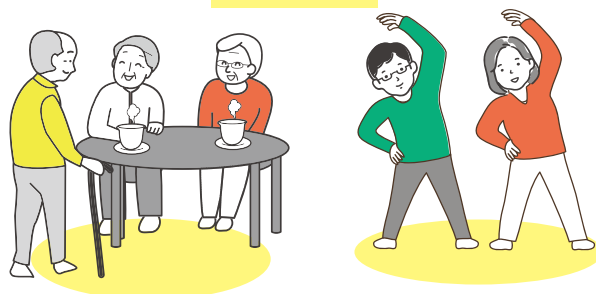
横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます

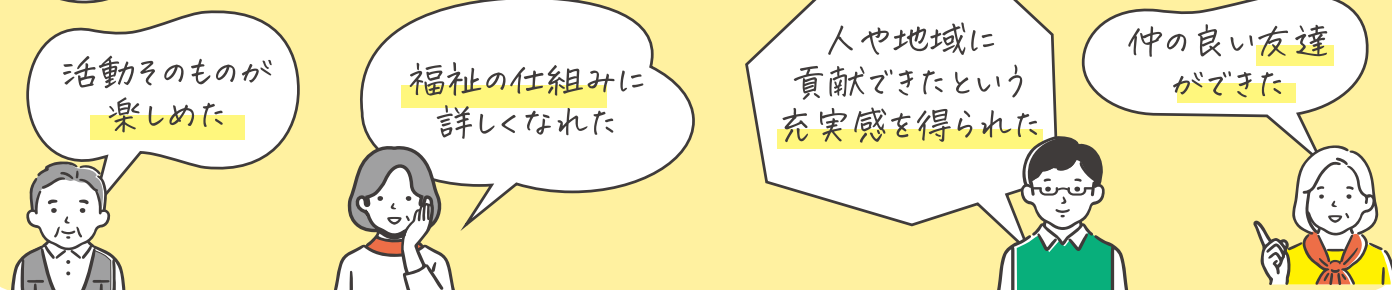


仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの





具体的には
こんな感じです

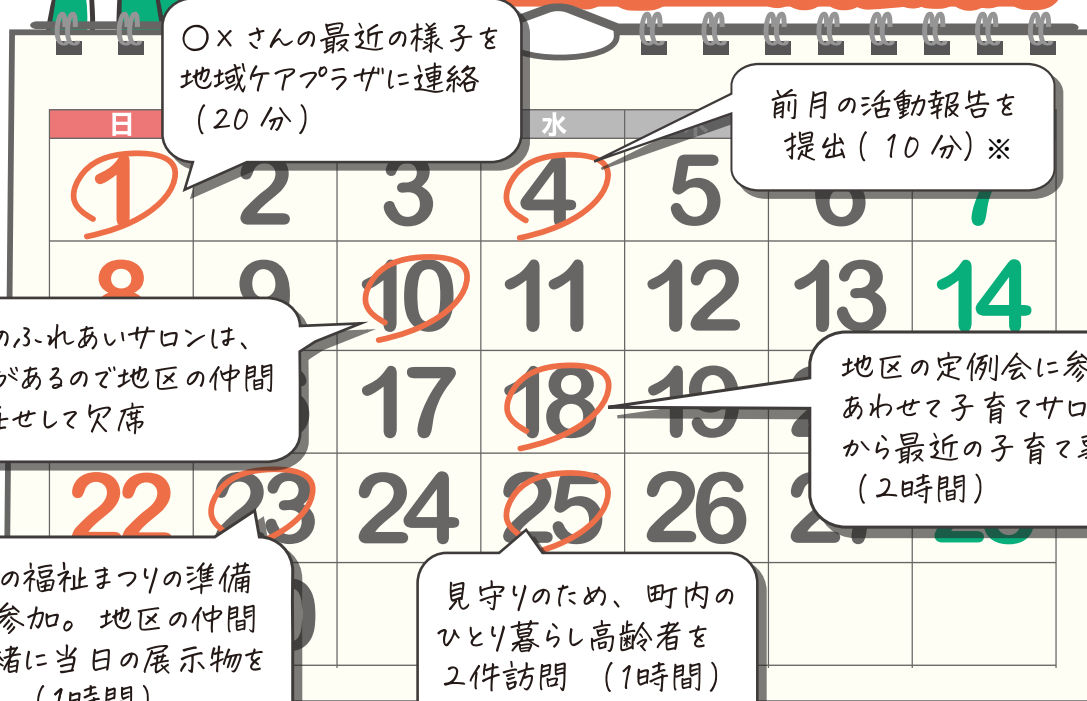
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 栄区役所福祉保健課 (TEL 045-894-6924) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和 7 年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12 月～3 月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説 明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） 欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 4 か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和 10 年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

さかえ民児協だより

発行：栄区民生委員児童委員協議会 事務局：栄区桂町 303-19 栄区役所福祉保健課内
電話：894-6963 FAX：895-1759

発行責任者：本田 桂子

民生委員・児童委員、主任児童委員

一斉改選

2025年12月1日

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職（無報酬）の地方公務員です。

民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、そのうち、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当しています。

任期は3年（再任可）で、令和7年は一斉改選が行われます。

委員となるまで

地域（自治会町内会等）から、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情をよく知る方など適任者を推薦していただき、市民生委員推薦会等を経て厚生労働大臣から委嘱されます。

委員の役割

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で、お困り事や心配事の相談に応じ、専門機関等につなげる「つなぎ役」としての役割を担っています。



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

相談と
情報の提供

見守り

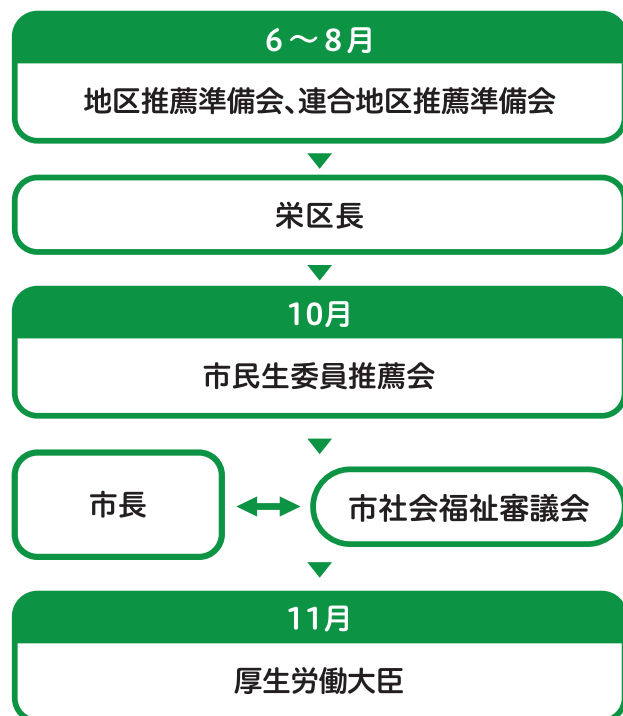
関係機関への
連絡、つなぎ

生活支援・
調整

民生委員・児童委員、 主任児童委員が推薦されるまで

民生委員・児童委員は主に自治会町内会単位の「地区推薦準備会」、主任児童委員は地区連合町内会単位の「連合地区推薦準備会」が開催され、それぞれの準備会で候補者の選出・推薦が行われます。

【委嘱までのながれ】



民生委員・児童委員、
主任児童委員が
7つの地区に分かれて
地域で活動しています！



地区推薦準備会、 連合地区推薦準備会とは

自治会町内会・地区連合町内会・地区民生委員
児童委員協議会・その他地域団体などの代表か
らなる5～10人の推薦人で構成されます。

候補者の年齢要件 (基準日:2025年4月1日)

民生委員・児童委員

68歳までの方

(候補者の選出が困難な場合や再任の場合は74歳まで)
※特例あり

主任児童委員

・新任▶54歳までの方

(候補者の選出が困難な場合は58歳まで)

・再任▶60歳までの方

(候補者の選出が困難な場合は64歳まで)



民生委員・児童委員、主任児童委員に関する問合せ先

栄区役所福祉保健課 運営企画係(新館3階304窓口)

電話:894-6963 FAX:895-1759



ぜひ伝えてください！ 民生委員・児童委員の魅力

ありがたい言葉がうれしい！

見守りを続けた方が転居されると、わざわざ家まで訪問していただき、「これまでありがとう。民生委員さんがいることで励まされました。」と書いていただきました。

民生委員・児童委員は、温もりのある地域のために欠かせぬ存在であると思います。



人生を豊かにしてくれました。

自治会長でもある学生時代の同級生から頼まれて、民生委員・児童委員になりました。民生委員・児童委員は民児協に所属するため、活動のなかで困りごとがあっても、相談する相手がいて安心できました。多くの仲間を支えられ、人生が豊かになったと感じています。



関係機関との連携が心強かった。

民生委員・児童委員になるまであまり地域との関わりがなく不安を感じていましたが、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどがさまざまな場面でバックアップをしてくれて安心しました。みんなで地域をつくるということを実感できました。



民生委員・児童委員候補者への説明時には、全国民生委員児童委員連合会(全民児連)が作成している各種パンフレット(有償頒布)もあわせて活用いただければ幸いです。

お問い合わせは下記まで

栄区福祉保健課運営企画係

TEL 045-894-6924 FAX 045-895-1759
E-mail sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の候補者探しに携わるみなさま

探してください！

地域の身近な相談相手

～民生委員・児童委員～



Q. 民生委員・児童委員とは

A. 地域を見守り、
地域住民の立場にたって相談に応じる、
「地域の身近な相談相手」です。

厚生労働大臣から委嘱される「民生委員」は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声かけなどを行う社会福祉の増進に努める人たちで、「児童委員」を兼ねています。また、民生委員・児童委員は非常勤で特別職の地方公務員であり、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、その内容に合わせて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関に“つなぐ”役割を担っています。ただし、「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、具体的な生活支援や金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場にはありません。

Q. 主任児童委員とは

A. 子どもや子育てに関することを
専門に担当する児童委員が
主任児童委員です。

児童委員のなかでも、とくに子どもや子育て家庭に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。担当区域をもたず、学校や児童委員と連携しながら子育て支援や、児童健全育成活動などに取り組んでいます。全国で約2万人が活動しています。

なお、主任児童委員の「主任」は職位ではなく、子どもに関する支援を「主に任ずる」という意味があります。



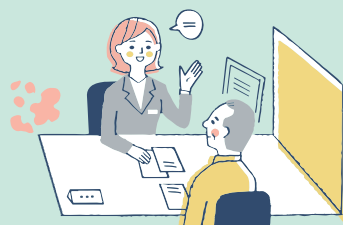
探してください！

地域の身近な相談相手
～民生委員・児童委員～

制度について

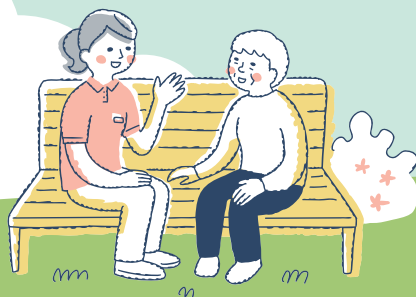
全国共通の制度として、すべての住民が民生委員・児童委員の相談や支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準(一定の世帯数ごと)をふまえつつ、市町村(特別区を含む。以下同じ)ごとに定数が定められています。民生委員・児童委員は給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。ただし、委員活動に必要な費用(電話代や交通費など)の一部は、「活動費」として支給されます。

民生委員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。



守秘義務

民生委員・児童委員には、地域住民に安心して相談をしてもらえるよう、民生委員法第15条により「守秘義務」が課せられています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはありません。なお、民生委員・児童委員(主任児童委員含む)は退任後も守秘義務を負います。



向いている方

- ✓ 人と関わるのが好きな方
- ✓ 地域のために何かしたいと考えている方
- ✓ 委員活動を行うにあたって健康上支障のない方



活動している民生委員・児童委員の多くは、「自分が暮らす地域の力になりたい」「まちに恩返しをしたい」と思っています。地域のために、同じ志をもつ仲間と活動できる方をご紹介します。
なお、候補者に関する要件等の詳細は、お住まいの自治体の担当者にご確認ください。

働きながら活動する方もたくさんいます！

働きながら活動する民生委員・児童委員は増加傾向にあります。

◎働きながら活動する委員の比率

区域担当委員
35.3%

主任児童委員
56.4%

(全民児連 平成28年「全国モニター調査」より)



民生委員・児童委員は活動日が決められているわけではありません。都合のつく範囲で無理のない活動ができるよう取り組んでいます。地域によりますが、たとえばこんな工夫をしています！

- ▶ 委員同士の連絡にSNSやメールを活用
- ▶ 民児協の定例会を午前や夜間、休日など参加しやすい時間に実施
- ▶ 困ったときは先輩委員や行政、社協に相談できる環境づくり



ご紹介いただくうえでの留意点

民生委員・児童委員は、地域住民や関係機関の方がたと信頼関係を築くことが重要であるため、可能な限り継続的な活動をお願いしたいと考えています。候補者を探す際に知っておいていただきたい以下のことについてもご注意ください。

民生委員・児童委員の任期は1期3年です

任期途中で退任された方の後任は、前任者の任期を引き継ぎます。

活動内容は地域によってさまざまです

民生委員・児童委員活動は地域住民の見守りや民児協(同じ地域の民生委員・児童委員の組織)の定例会・研修会出席、自治会や社協などの関係機関・行政との連携などさまざまです。

継続した活動には周囲の理解が必要です

上記のとおり、民生委員・児童委員はさまざまな活動をしています。活動に際しては、ご家族をはじめ、自治会などの地域活動団体、働いている方は会社や上司等の理解が必要不可欠です。

現役の民生委員・児童委員と相談してください

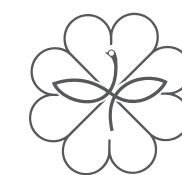
地域で活動する民生委員・児童委員や民児協会長など、現役の民生委員・児童委員にも相談しながら候補者を探してください。

候補者探しに際してお困りの際は自治体へご連絡ください

地域によっては、行政機関として候補者を一緒に探したり、候補者への説明に同行したりといった場合もあります。候補者探しでお困りの際は、お住まいの自治体の民生委員・児童委員担当窓口にご相談ください。

民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは1960(昭和35)年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員のマーク

「デジタルプラットフォーム」を活用した栄区での市民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、栄区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 栄区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6 月 11 日(水)10:00～7 月 10 日(木)23:59

(2) サブテーマ

特に次の 3 つのサブテーマについてご意見・アイデアを募集します。

- ・「GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会)」や、脱炭素を身近に感じるための取組
- ・区制 40 周年に向けて、地域のつながりを深め、魅力の再発見につながるアイデア
- ・“発災前からの備え” に取り組みやすくなるアイデア

(3) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

区内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ

栄区区政推進課

担当 片柳

電話：045-894-8161 FAX:045-894-9127

e-mail：sa-kusei@city.yokohama.lg.jp

栄区民限定

「デジタルプラットフォーム」にて
意見募集!

あなたのご意見・アイデアで 栄区をもっと良くしませんか?



お住まいの栄区について、「こんなまちになったらいいな」
「こんなことができたらいいな」というようなことを
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから

アクセス

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、
ログインすることが必要です。
サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。



意見募集期間

2025

6.11 (水) 10:00 ~ 7.10 (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について
横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて
横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 栄区役所の事業について
栄区役所 区政推進課

Tel : 045-894-8161 Fax : 045-894-9127



区連会 5 月定例会資料
令和 7 年 5 月 20 日
区 政 推 進 課

栄区制 40 周年記念ロゴマークデザインの募集について（情報提供）

1 趣旨

栄区では、令和 8 年に区制施行 40 周年を皆様とお祝いするため、栄区内在住・在学の小学生・中学生・高校生を対象に、栄区制 40 周年のロゴマークデザイン案を募集します。

つきましては、ロゴマーク募集のチラシについて情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 添付

栄区制 40 周年記念ロゴマークデザインの募集チラシ

【WEB ページ URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/shokai/kinenjigyo_40/kinenjigyo/logo.html

担当：栄区区政推進課

片柳、大辻

E メール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8161

栄区制40周年 記念ロゴマークデザイン 大募集！



募集期間 6月1日(日) ▶ 7月31日(木)
募集対象 区内在住・在学の
小学生・中学生・高校生

令和8年に区制施行40周年を祝うため、栄区制40周年記念ロゴマークデザイン案を募集します！多くの区民に親しまれるデザインの応募をお待ちしています！



作成方法

- タッチーくん、栄区シンボルマークのどちらか、又は両方を使用してデザインを作成してください
- 2026（令和8）年の栄区制40周年が一目でわかる数字、文言を使用してください
 - ✓ 「タッチーくん」のポーズや服装は自由です！
 - ✓ 手書きのデザイン也大歓迎です！！
 - ✓ グループでの応募も可能です！！

賞品

採用された方には、

図書カード1万円分

を贈呈いたします。

申込方法

電子申請・郵送・窓口への持参
(令和7年7月31日(木) 必着)

その他詳細は、裏面及び募集要項
をご確認ください

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/shokai/kinenjigyo_40/kinenjigyo/logo.html



栄区制40周年記念事業実行委員会・栄区役所

募集内容

「栄区制40周年記念事業の目的」及びキャッチフレーズ「つながる ひろがる さかえる」に込めた想いに沿った、多くの区民に親しまれる、栄区制40周年を広報するロゴマークデザイン案を募集します。

<栄区制40周年記念事業の目的>

栄区制40周年という節目を、区民、団体、企業、行政が一体となって祝い、次の3つの想いを大切に、記念事業を展開していきます。

- 豊かな自然や栄区を築いてきた先人たちに感謝の意を表します
- 栄区への愛着や誇り、地域のつながりや絆を深めます
- 誰もが住みたい、住み続けたいと実感できる笑顔と活気あふれるまちを次の世代に引き継ぎます

<キャッチフレーズ「つながる ひろがる さかえる」>

“栄区の自然や先人たちに感謝をしながら、大好きな栄区への想いや地域のつながりをより深め、そのつながりが未来に向けてひろがっていくことで、栄区らしくこの先もさかえていこう”という想いが込められています。

応募規定

- **タッチーくん、栄区シンボルマークのどちらか、又は両方を使用**してください。タッチーくんのデザインについては、シルエットの使用も可能です。また、タッチーくんのポーズに指定はありません。タッチーくに服を着用させるなど、装飾を入れるデザインも可能です。ただし、1体のみの使用としてください。なお、栄区のシンボルマークについては改変できません。
- **2026（令和8）年の栄区制40周年が一目でわかる数字、文言を使用**してください。
- カラーで作成していただきますが、単色、モノクロで使用する場合がありますことを考慮してください。
- **手書きやフリーハンドで描くことも可能です。**
- 採用ロゴマークデザイン案を原案として、実行委員会が公式ロゴマークデザインを作成することを了承してください。



タッチーくん



栄区シンボルマーク

選考方法及び結果発表

- (1) 選考方法
 - ・ 第一次選考[8月上旬(予定)]
応募作品について選定委員会で審査を行い、採用候補作品を数点、選出します。
 - ・ 第二次選考(区民投票)[10月上旬～11月上旬(予定)]
第一次選考で選出した作品の区民による投票を行い、ロゴマークを決定します。
- (2) 結果発表
令和7年11月頃、WEBページで発表予定です。

応募方法

横浜市電子申請システム、郵送、栄区役所への持参、いずれかの方法でご応募ください。

- (1) 横浜市電子申請システムによる応募
右の二次元コード及び下記URLからアクセスし、必要事項を記入の上、応募作品を添付して、送信してください。
URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8889e8b3-e347-493c-8342-2a229335ecd3/start>
- (2) 郵送応募・区役所持参
A4の紙(縦 297 mm×横 210 mm・白色)を縦に使用し、ロゴマークデザイン案を記入してください。
また、応募者の氏名、グループ名(グループの場合のみ)、保護者の氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、学校名、学年を記載し、下記に郵送するか持参してください。



電子申請フォーム

問い合わせ先

横浜市栄区区政推進課企画調整係
住所: 〒247-0005 横浜市栄区桂町303番地19
電話: 045-894-8161 FAX: 045-894-9127
メール: sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

その他詳細は、募集要項を
ご確認ください



令和 7 年度 栄区運営方針について（情報提供）

1 趣旨

本年度の区政運営の方向性を示した「令和 7 年度栄区政運営方針」を定めましたので、
情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 添付

令和 7 年度栄区政運営方針

担当：栄区区政推進課

片柳、田島

Eメール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8161

YOKOHAMA S A K A E



令和7年度栄区運営方針 基本目標

未来を育む 暮らしつつ育みたいまち さかえ ～ 人がつながり 地域がつながる ～

施策 ▶ 2～3ページで各施策の主な事業・取組を紹介しています

- 01 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり
- 02 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり
- 03 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり
- 04 いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり
- 05 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

組織運営

- 01 暮らしつつ育みたい想いに寄り添う区役所づくり
 - ・お客様の気持ちに寄り添う親切、丁寧な対応
 - ・「区民目線」と「データ」に基づいた「スピード感」を持った施策展開
 - ・区民の皆様や各種団体等との連携、協働による課題解決
 - ・中間支援組織との連携による地域支援機能の充実
- 02 職員の能力・役割発揮の最大化
 - ・職位を問わず議論でき、柔軟な発想をもってチャレンジできる職場づくりにより、職員の意欲と能力を最大化
 - ・DXの推進による業務効率の向上
 - ・男女共同参画やワークライフバランスの推進

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するため、区民の皆様の声を丁寧に伺いながら、地域課題の解決に迅速に取り組むとともに、社会情勢などの変化を的確にとらえ、誰もが“つながり”を実感し、住み続けたい魅力ある栄区を目指します。



笠間小学校の児童とGREEN×EXPO 2027公式マスコットキャラクター トウンクトウンク



区民まつり



いたち川



本郷ふじやま公園



大学生によるスマホ相談会

横浜市中期計画 2022-2025

子育てしたいまち
次世代を共に育むまち
ヨコハマ



各施策の主な事業・取組

01 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり

▶ 小1の壁不安解消事業

保護者と子どもの生活環境が大きく変わる小学校入学期を安心して迎えられるよう、**不安解消のヒントに繋がる情報をウェブマンガにして発信**します。さらに、小学生の放課後の居場所に関する動画を作成し、区の窓口や区ウェブページ等で発信します。

▶ 乳幼児健診わくわくあんしん事業

乳幼児健診の会場について、乳幼児が「わくわく」楽しむことができ、保護者が「あんしん」して健診を受けられるよう、レイアウト改善やイラスト等を使用した装飾を実施し、**育児に関する不安や悩みを気軽に相談できる空間づくり**に取り組めます。

▶ 発育・発達相談支援事業

未就学児の発育や発達に相談希望のある方を対象に、「発育・発達相談教室（仮称）」を実施します。保護者が安心して子育てができるよう、**子どもの特性や個性に合わせた関わり方のアドバイス**を行うとともに、専門の心理士による個別相談を行います。

▶ さかえっ子文化芸術ミライ応援事業

栄区の青少年の豊かな心を育むため、**青少年が主体的に企画に携わり地域との交流を創出する文化芸術活動等を支援**します。



地域子育て支援拠点にこりんく



地域による小学生の見守りの様子

02 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり

▶ 第5期地域福祉保健計画策定事業

第5期栄区地域福祉保健計画「**さかえつながるプラン**」（令和8年度～令和12年度）の策定に向け、地域の皆様とともに検討を進めます。

▶ 新たな担い手応援事業

地域コミュニティの強化・活性化に向け、担い手発掘・育成のための講座・イベントに加え、地域が担い手を募集する際の広報支援等により、**新たな地域活動の担い手の発掘・育成を支援**します。

▶ がん対策プロモーション事業

栄区民の健康課題である乳がん予防、検診受診による早期発見・治療の必要性を啓発するため、公共交通機関への広告等により「**意識を変え、行動を促すメッセージ**」を伝えるプロモーションを実施します。

▶ 高齢者のICT利活用支援事業

デジタル社会においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、ICT利活用をサポートする人材の養成講座や、大学生等ボランティアが活動するスマホ教室・スマホ相談会を開催します。

03 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり

▶ 居住促進・空家対策によるまちの活性化推進事業

幅広い世代に住みたい・住み続けたいと思われるまちを目指し、**Web広告やインスタグラム等、新たな手法で栄区の魅力をPR**します。また、不動産の円滑な流通促進を図るため、空家未然防止セミナー・相談会を開催します。

▶ 地域交通環境等の向上・維持管理

本郷台駅前上屋等の維持管理及びバス事業者へのバス停上屋等設置補助を行います。

▶ 地域の安全対策事業

地域と協働した交通安全対策に取り組むとともに、**スクールゾーンの安全対策**を行います。また、関係機関と連携し、**地域の防犯活動の支援や犯罪発生情報の提供**を行い、区民の皆様の防犯意識向上を図ります。

04 | いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり

GREEN×EXPO 2027プロモーションによるさかえの魅力向上事業

栄区においてGREEN×EXPO 2027をより身近に感じていただくため、**区民利用施設等にPRスポットを設置する「まちなかプロモーション」**など、引き続き様々な機会 で機運醸成に取り組みます。また、**区内にマイボトルスポットを設置し、区民の皆様の脱炭素ライフスタイルを推進します。**

GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会)



GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。

世界中の花や緑で囲まれながら、環境にやさしい未来の暮らしを市民の皆様と一緒に考え、新しい社会の姿を横浜から世界に発信していきます。



いたち川のみどりの保全・さくら再生事業

区民の皆様に親しまれているいたち川の豊かなみどり・桜並木の景観を将来に引き継いでいくため、区制40周年に合わせ、区民の皆様とともに、栄区のシンボルリバーである**いたち川のみどりの保全と桜並木の再生**を進めます。

栄区を愛する皆様と目指す「再生」

特定の事業に対して寄附を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」を活用し、「ふるさと」として栄区を愛する皆様といたち川の再生を目指します。令和7年度は、7～9月の寄附受付を予定しています。

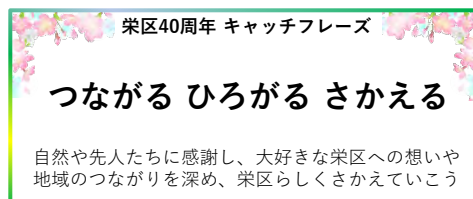


区制40周年記念事業

令和8年に区制40周年を迎えることから、栄区制40周年記念事業実行委員会への支援を行い、**記念事業を実施**します。

皆様と祝う 栄区40周年

栄区の節目を迎えるにあたり、区民、団体、企業、行政が一体となって準備を進めるため、令和7年3月に実行委員会が立ち上がりました。



05 | 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

地域防災拠点支援事業

区内20か所の地域防災拠点（震災時避難場所）の運営や訓練等に関する課題解決のため、**防災の専門知識を有する「地域防災拠点アドバイザー」を派遣し、地域の方々による地域防災拠点の運営力の向上を支援**します。

災害時要援護者への支援

災害時要援護者の**安否確認・避難誘導が円滑に実施されるよう、啓発用物品の配布等**により、要援護者と地域との顔の見える関係づくりを支援します。また、区内25か所の福祉避難所における災害時の迅速な開設及び円滑な運営を支援するため、**専門家の知見を取り入れた開設運営訓練を実施**します。

区本部機能・災害時医療提供体制の強化

横浜市地震防災戦略（令和7年3月改定）を踏まえ、**実践的な本部運営訓練**を行い、栄区災害対策本部の災害対応力を強化します。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、Yナース等関係機関と連携し、**災害時においても区民の皆様へ医療を提供できるよう、訓練等を実施**します。

▶栄区で実施された防災訓練の様子



災害対策本部訓練



段ボールベッド



災害用トイレ



医療機関の災害時のぼり旗掲出

栄区に関連する主な横浜市等の事業

ハード整備等に関する事業①～⑭は左記の位置図で示しています



栄区で実施される各局の取組（ハード整備を除く）

- 地域公共交通サービスの導入支援（横浜市みんなのおでかけ交通事業）（都市整備局）**
小菅ヶ谷地区における公共交通圏域外の地域を対象に、地域公共交通の導入にかかる地域の意向確認やアンケート調査、データ等を活用した運行計画案の提案など、ブッシュ型の支援を行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（健康福祉局）**
健診、医療、介護データ等を活用し高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を実施します。
- 森に関わるきっかけづくり（みどり環境局）**
横浜自然観察の森内にある自然観察センターにおける展示解説や自然体験、環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

ハード整備等に関する事業

- 横浜環状南線・横浜湘南道路の整備促進及び関連街路等の整備（笠間交差点の改良含む。）（道路局）
- 子どもの通学路交通安全対策（千秀小学校）（道路局）
- いたち川プロムナードの桜並木の更新等（道路局・みどり環境局）
- いたち川の樹木診断・伐採等（下水道河川局）
- 本郷中学校建替え工事（教育委員会事務局）
- 旧庄戸中学校後利用施設へのコミュニティハウス設置（市民局）
- 本郷台周辺の公共施設の再配置検討（財政局・都市整備局）
- 上郷ネオポリスにおける持続可能なまちづくりの検討（都市整備局）
- 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討（資源循環局）
- 大船緑ヶ丘ネオポリス雨水調整池貯留容量の拡大のための調査（下水道河川局）
- 栄第一水再生センターの耐水工事及び上部の緑化による賑わい創出（下水道河川局・みどり環境局）
- 栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備に向けた設計（下水道河川局）
- 飯島地区における雨水調整池の整備（下水道河川局）
- 金井第二遊水地の整備（神奈川県）

バス停留所上屋設置補助事業について【情報提供】

1 事業の趣旨

本事業は、栄区内の地域の重要な公共交通機関である路線バスの利用促進と維持を図るため、利用者の方のバス待ち環境を改善することを目的に、路線バス事業者が設置するバス停留所の上屋等の整備費用を補助するものです。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

ご要望があれば、整備要件にあてはまるかも含め区政推進課へお問い合わせください。

3 事業の概要

(1) 整備箇所数

1 年度に 1 箇所

(2) 整備要件

設 置 場 所：必要な歩道幅の確保ができること

費 用 負 担：設置を要望する自治会・町内会等が整備費用の 10 分の 1
(上限 20 万円) を負担すること

※ 設置については、事業効果等の観点や埋設部、周辺環境等により、ご要望に沿えない場合があります。

4 補足

これからいただくご相談の箇所については、令和 8 年度以降の補助対象となります。



鍛冶ヶ谷バス停（令和 6 年度整備）

栄区区政推進課

担当 吉澤、森

電話：045-894-8095 FAX:045-894-9127

e-mail：sa-kusei@city.yokohama.lg.jp

栄区連合自治会町内会長 各位

栄 区 区 政 推 進 課 長
(栄区区政推進課地域力推進担当課長)

第3回栄区焼きそば名人育成講座について【協力依頼】

1 趣旨

栄区では潜在的な担い手を発掘するため、今年度も「焼きそば名人育成講座」を実施します。

この講座の実施にあたり、受講生につきましては、広報よこはまに掲載し、募集を開始しています。焼きそば調理実習の指導を行う講師につきましては、各地区連合自治会町内会の皆様からの選出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】講師4名の選出をお願いします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 依頼内容

各地区連合自治会町内会において、焼きそば調理実習の講師4名の選出及び参加をお願いいたします。なお、選出いただきました講師4名は、各地区の焼きそば委員を通じてご連絡くださいますようお願いいたします。

4 実施内容

第3回栄区焼きそば名人育成講座

日 時：令和7年7月5日（土）10：00～

会 場：千秀センター・千秀広場（栄区田谷町1662）

内 容：①食品の安全な取り扱いについて（講師：栄区生活衛生課）

②屋台の調理方法

講 師：28名（予定：各地区連合4名×7連合）

受講者：28名（予定：広報よこはま5月号にて募集中）

備 考：受講者へは下記イベントへの参加を呼びかける予定です。

【参考】第3回栄区連合自治会町内会焼きそば大会（予定）

日 時：令和7年11月24日（月）10：00～

会 場：本郷台駅周辺

参加者：名人育成講座受講者・講師ほか

5 申込書の提出期限

令和7年6月13日（金）

※ご不明な点はお問合せください。

栄区区政推進課 地域力推進担当

担当：石塚・柳川・小林

電話 894-8936 FAX 894-9127

Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp

【参考事例】受講者の継続的な活用について（本郷中央地区の場合）

～きっかけ～

本郷中央地区では、令和5年度の焼きそば大会で優勝したこともあり、令和5年度の「焼きそば名人育成講座」「栄区連合自治会町内会焼きそば大会」に参加した方々が、令和6年度の講座・大会に、熱心に参加されていました。

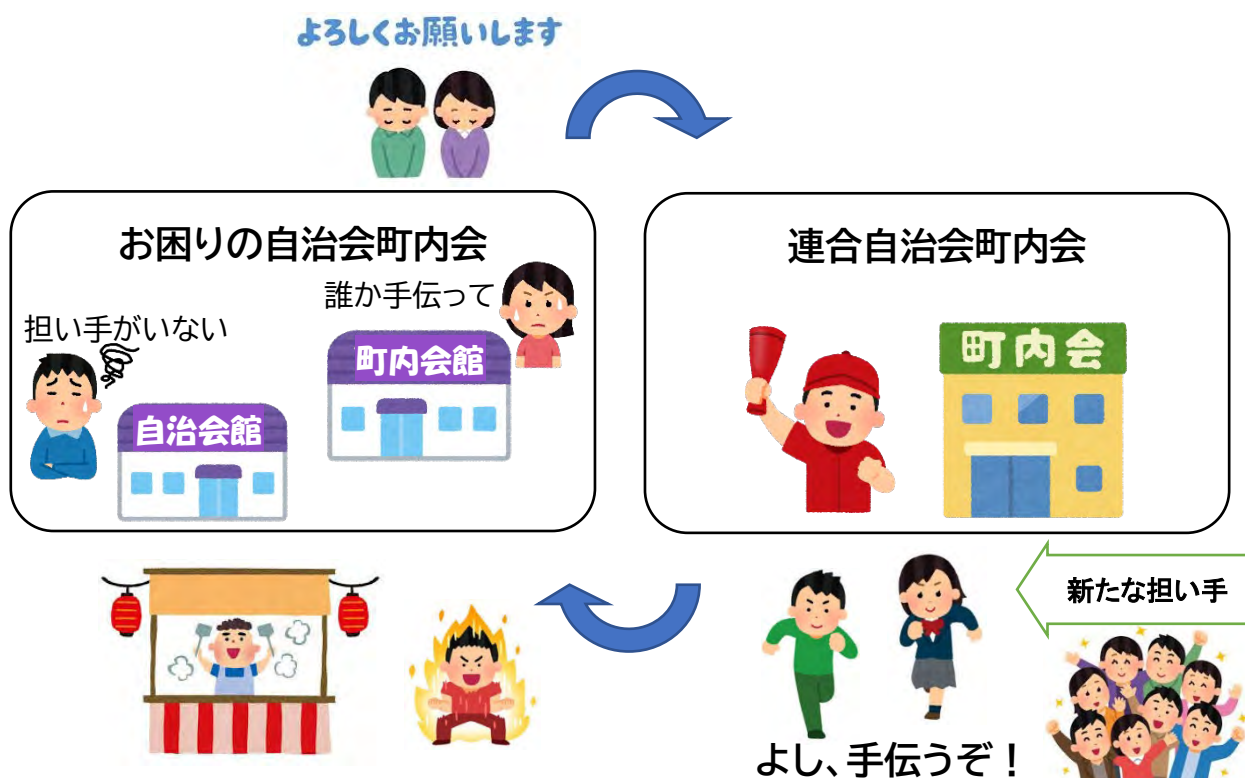
一方、当地区でも、高齢化による担い手の減少が課題となりつつあり、広報よこはまを見て応募された新たな担い手、少なからずも地域活動への意欲を示された方々を、この機会では活用できないのは、非常にもったいないと感じていました。



～取り組み事例～

私たちの本郷中央地区では、夏祭りなどの際に、担い手不足で困っている自治会町内会から依頼があれば、連合から、焼きそばなど屋台の調理を手伝うボランティアを派遣することがあります。その活動に対して、積極的に新たな担い手の方々へ協力をお願いすると多くの参加があり、地域で活躍いただいています。

もちろん、自治会町内会との関係性があればこそその活用法となりますが、ぜひ、皆さまの地区における新たな担い手の継続的な活用への参考になればと思います。



区連会 5 月 定例会 資料 令和 7 年 5 月 20 日 区 政 推 進 課
--

タッチーくんポロシャツの抽選販売について(掲示依頼)

1 趣旨

このたび、栄区いたち川マスコットタッチーくんのグッズとして、新たにポロシャツが加わりました。今年度は限定 70 枚ご用意します。5 月 26 日から栄区ウェブサイト及び窓口で抽選受付を開始いたしますので、チラシの掲示についてお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

また、掲示板への掲示をお願いします。

3 添付

タッチーくんポロシャツの販売チラシ

担当：栄区区政推進課広報相談係

新谷、安井

電話 894-8335 FAX894-9127

70枚限定
抽選

タッチーくんポロシャツ

を販売します！

大好評のタッチーくんグッズに、ポロシャツが登場！暑い夏でも快適なドライ生地のポロシャツで、さわやかに過ごそう！

価格 **3,300**円(税込)

数量・色 **70枚限定**
白・ネイビー(ポリエステル100%)

取扱いサイズ
大人 SS S M L LL
キッズ 120 130 140 150

抽選参加
方法

5月26日(月)～6月17日(火)

ウェブサイトまたは窓口(区役所本館4階44番窓口)で申込み

抽選結果

6月下旬 抽選・当選結果通知(メールまたは電話)

受取方法

7月中旬～8月下旬 申込控えを持参し、代金支払い(場所:SAKAESTA)

見本に
ついて

6月17日(火)まで区役所本館4階44番窓口にて、見本を展示。試着も可。

ご注意

- ・抽選販売のお申し込みにあたり、ウェブサイト(窓口申込みの場合は窓口でお渡し)の留意事項を必ずご確認ください。
- ・お1人につき1枚まで購入可能です。お子様の分を申込む時は、お子様の名前で申込んでください。
- ・引換えは上記期間でしか行うことができませんのでご注意ください。
※上記期間を過ぎると自動的にキャンセルとなります。
- ・支払方法は現金のみです。

問合わせ

栄区役所区政推進課広報相談係

TEL 045-894-8335

メール sa-kohosodan@city.yokohama.lg.jp

タッチーくんの刺繍入り♪



※写真はイメージです



▲申込フォーム

ばくもほしい！



鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

市連会 5 月 定例会 説明資料
令和 7 年 5 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

- ① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

- ② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

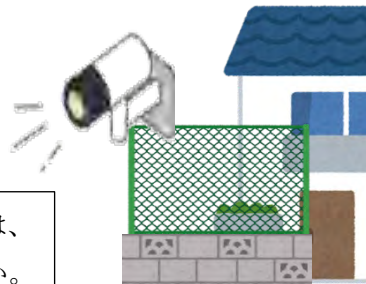
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下の QR コードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 検索 地域の防犯力向上緊急補助金

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

(鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤)

(地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野)

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～9 月 30 日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形 LED ランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



（市 WEB ページ）

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



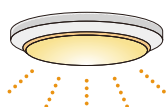
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

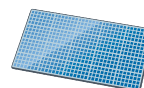
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

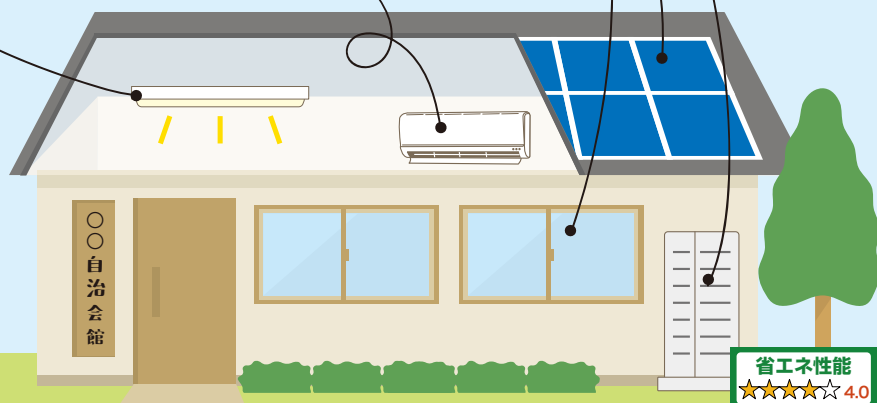
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7 年 9 月 30 日** 火 まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和 7 年 12 月までの整備が対象

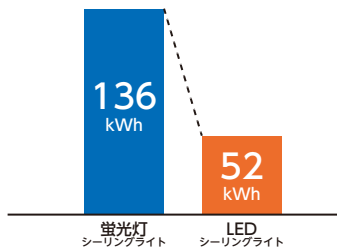
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり約 **38kg** 削減！

年間電気代

約 **2,600 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

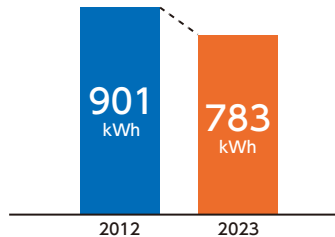
エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり約 **53kg** 削減！

年間電気代

約 **3,700 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）年間 CO₂排出量約 **340kg** 削減！

年間電気代

約 **23,600 円** おトク！

出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※経体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話

045-451-7740

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
 相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3 月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5 月 7 日現在: 電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件 回答率 60.7%) (前回 (令和 2 年度) 最終回答率: 90.5%)

回答期限につきまして、6 月 6 日 (金) まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑ アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3 月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

E メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

区民利用施設の工事に伴う一部利用休止について（情報提供）

1 趣旨

栄区民文化センターリリスにおきまして、令和 7 年度中に工事を予定しています。
工事期間中は一部の部屋が利用休止となるなど、区民の皆様にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 工事及び利用休止の概要

（1）工事件名：栄区民文化センターパッケージ形空調機更新工事

（2）発注部署：建築局保全推進課、栄区地域振興課

（3）休止対象：ホール、音楽ルーム、練習室 A、練習室 B

※ギャラリー、会議室はご利用いただけます。

（4）休止期間：令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで（予定）

※工事の進捗により変更する場合があります。

4 その他

本件は、栄区民文化センターリリスのホームページほか、横浜市市民利用施設予約システム等でもご案内しています。

【栄区民文化センターリリスホームページ】

<https://lilis.hall-info.jp/>



担当：栄区地域振興課生涯学習支援係 宮川、加山

E メール sa-shisetsu@city.yokohama.jp

電話 045-894-8393 / FAX 045-894-3099